第１７回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和３年１１月１９日（水）【午前９時５５分開会】

１．開催日時　令和３年１１月１９日（金）午前９時５５分から午前１１時３０分

２．開催場所　壬生町役場　正庁

３．出席委員　１０人
会長　１０番　梁島　源智
会長職務代理者　５番　篠原　正明
１番　刀川　正己、２番　大橋　好一、３番　髙橋　敏男、４番　大関　孝男
６番　高橋　宏治、７番　琴寄　成人、８番　清水　利通、９番　早乙女　誠

４．参集推進委員
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。

５．議事日程
開　会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名

日程第１	会務報告について	
日程第２	議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請の件について
日程第３	議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請の件について
日程第４	議案第３号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第５	議案第４号	壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第６	報告第１号	非農地証明願の件について
日程第７	報告第２号	農地法第３条の３の規定による届出の件について
日程第８	報告第３号	農地法第４条の規定による届出の件について
日程第９	報告第４号	農地法第５条の規定による届出の件について
日程第１０	報告第５号	農地法第４条の規定による許可処分の取消願の件について
その他	農地利用最適化推進委員研修会について（多面的機能交付金・農地バンクについて）	
	事務連絡	

閉　会

６．農業委員会事務局職員
　　事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子、農地調整係長 宇賀神 尚、
　　主任　齋藤純一
　農政課職員
　　課長　人見恭司、農業振興係長　東川仁美　　主査 阿部春奈
　　農村保全係長　植木克彦

７．会議の概要
　　令和３年１１月１９日（金）【午前９時５５分開会】

●局長　定刻より少し早いのですが、皆さんお揃いですので、それでは第17回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
　それでは、会長より挨拶並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長　みなさん、改めましてこんにちは。季節も立冬を過ぎまして、２２日は小雪、朝晩涼しくなりまして、いよいよこれから本格的な冬を迎えるところであります。稲刈りも全て終わったようでして、麦播きが始まったようです。農作業の方も怪我の無いように作業をしていただきたいと思います。
　今日はちょっと案件が多いようですので、皆様のご協力をいただきながら、総会を進めてまいりますので、よろしくお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

●局長　ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第５条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長　それでは、壬生町農業委員会総会規則第１９条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長　それでは、４番　大関　孝男　委員、５番　篠原　正明　委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。

○議長　　それでは、日程第１の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長　　会務報告を申し上げます。
議案書　１ページをご覧ください。

１０月２０日（水）国民健康保険運営協議会委員研修会が宇都宮市文化会館で開催され、清水利通委員が役場よりオンラインで参加いたしました。

１０月２８日（木）県常設審議委員会が護国会館で開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

１１月１日（月）令和３年度の壬生町自治功労者表彰式が、役場正庁において開催され、刀川正己委員が功労賞を受賞されました。
今回の受賞は、農業委員２期６年に加え、消防団員としても長年在職され、町の自治や農業の振興に功労があった、という事で表彰されたものであります。出席者は、刀川委員の他に、梁島源智会長と私が出席いたしました。

１１月４日（木）農業者年金加入推進特別研修会が宇都宮市の栃木県ＪＡビルで行われ、刀川正己委員と　岡　洋子主幹が出席いたしました。

１１月９日（火）女性の農業委員会初任者委員のための研修会が行われ、木野内佳代子推進委員、岡　洋子主幹が、とちぎアグリプラザで、オンライン受講をいたしました。

１１月１１日（木）下都賀地方農業委員会会長会・職員事務研究会定期総会が、下都賀庁舎で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

１１月１１日（木）下都賀地区農村女性会議リーダー研修会が、下都賀庁舎で行われ、木野内佳代子推進委員と岡　洋子主幹が出席いたしました。

１１月１５日（月）農地法第第５条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第３会議室と現地で行われ、髙橋宏治農業委員・琴寄成人農業委員・刀川正己農業委員、宇賀神 尚係長・齋藤純一主任と私が出席いたしました。

１１月１８日（木）第２回壬生町企画委員会が、役場正庁で行われ、梁島源智会長が出席いたしました。
以上でございます。

○議長　ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長　特に発言がないようですので、以上で日程第１の会務報告を終わります。

○議長　続きまして、日程第２の議案第１号に入る前に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」の第８項について、先に審議したいと思います。事務局に議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案書７ページをご覧ください。農地法第５条申請の第８項案件になります。

賃貸人　________（国谷新田）
賃借人　________________　代表取締役____________（宇都宮市）
（土地の表示）

壬生町大字____________________________	畑	１５０３㎡
壬生町大字____________________________	畑	１４７１㎡
	合計	２９７４㎡

園芸用土採取を目的とした１年間の賃借権の設定

この件につきましては、許可申請をせずに園芸用土採取の一時転用を行っていた状況です。
経緯につきましては、転用事業者の________が、土地所有者である________さんから、当該地は山林であると聞かされており、登記の地目についても、もともとは山林で、途中から畑に変わった土地であるため、登記簿に記載されている従前地目の山林というのを見て、山林だと勘違いをしてしまったとのことであります。
________の社長に連絡して、工事をいったん止めて、事後になりました

が一時転用の許可申請をさせた状況であります。
　先日の現地調査委員会において、調査委員から厳格に指導がありました。
　この件に関しまして________の____社長に来てもらっております。

●____　________________の________と言います。

○議長　　事の経緯を聞きましたが、土地所有者から山林だと聞かされていて、登記簿の確認誤りがあったということですね。登記地目、現況地目のどちらかでも農地になっていれば、そこは農地であり、農転の許可が必要になります。先日の現地立会いの時にも話があったと思いますが、地目等はよく確認し、漏れなく必要な手続きを行うようにしてください。

○議長　　委員の皆さんから、意見等ありましたらお願いします。

●９番　　早乙女　誠　委員
　事務局からだいたい話は聞いたのですが、初歩的なミスかとは思うのですが、なんでそうなってしまったのかを聞いてみたい。

●____　地主さんが山林だと聞かされており、山林ならば許可申請は必要ないと認識だったものですから、それを素直に信じてしまったため、工事をやってしまいました。

○議長　　他にございますか。

●２番　　大橋　好一　委員
　信頼関係でやってしまったという事ですが、一般的に、他にも園芸用土採取というのは、________さんでは行ったことはあるのですか。

●____　はい、やっております。

●２番　　大橋　好一　委員
　そういう時には、登記簿の確認とか、地目の確認とか、書類的なものの確認はやらないのですか。

●____　もちろん農地だと分かっていれば、それなりの知識はありますから、登記簿なりなんなりを確認したのですが、先ほども言いましたように、とにかく山林

という事で、それを信じて始まったわけです。

●２番　　大橋　好一　委員

依頼する方と、依頼される方との信頼関係がありますから、話は普通に聞いて進めると思うんですよね。でもやっぱり最後の確認というのは書類的なもので確認しないと、また同じようなミスをやる可能性がありますよね。いくら信頼関係があるといっても。

地主の方とは確認とかそういう契約的なものはあったのですか。初めてなのですか。

●　＿＿＿　いや、もちろん契約はしましたけれども。契約は通常通りにやっていました。

●２番　　大橋　好一　委員

やっぱり、順番が違うというか、必要なことをやっていなかったという事が本当だと思うんですよね。冒頭のやつのように。

●　＿＿＿　それは、最初から農地だと分かっていれば手続きはもちろん行っています。今回は後出しになってしまったのですが。

●２番　　大橋　好一　委員

現状はどんなだったのですか。結局山林の状態だったのですか。それとも畑の状態だったのですか。始まるときは。

●　＿＿＿　何年か荒らしていた畑だったようで、草は生えていましたね。

●２番　　大橋　好一　委員

本当に山林ということであれば、太い木が生えているとか、倒したのであれば木株が残っているとか、専門ですからわかると思うのですが、その辺で何となく、ここは山林じゃないなって、そういう疑いみたいなのはなかったのですか。

●　＿＿＿　なかったですね。とにかく地主さんの一言を信じて。地主さんが言うんだから間違いないんじゃないかなと判断して始めました。

○議長　　他にございますか。

委員の皆さんと私の気持ちは一緒なのですが、今後こういうことがないように

しっかり確認してから作業していただきたいと思います。確かに知らないでやったのは分かりますが、ルールは守ってもらわなければならないので、気をつけてやるようにしてください。

● ____　この度は農業委員会の皆さんに、大変ご迷惑をお掛けしました。今後はこのような事の無いように注意してやっていきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長　　みなさんこれでいかがですか。

●８番　　清水　利通　委員
　　　　　そうですね。今後気を付けてもらうという事で。

○議長　　それでは以上となります。________さんには、退出していただいて結構です。

○議長　　それでは採決いたします。議案第２号第８項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第２号第８項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　次に、日程第２の議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）
　それでは議案書３ページの議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。１１月５日、金曜日の締切りの時点で６件の申請がございました。議案に従いまして第１項から順にご説明いたします。

第１項
　貸　人　__________（台坪）　自作地２５２㎡
　借　人　__________（台坪）　自作地２５２㎡

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	２８７㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	２３８６㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	５９１㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	７３０㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	１１９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	２５０２㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	１６４２㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	９８５㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	８００㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	４４９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	３０９４㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	２３８㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	３５６３㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	４４５４㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	７２０㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	田	１２１６㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿	畑	２５７㎡
	合計	２４０３３㎡

１０年間の使用貸借権の設定　　稼動６人

第２項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（西高野）　自作地７１㌃　借受地７２㌃

譲受人　＿＿＿＿＿　（釜ヶ淵）　自作地１５３㌃　借受地２６８㌃

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	田	７７㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	田	９９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	田	１２３８㎡
	合計	１４１４㎡

売買による所有権移転　＿＿＿＿＿円　稼動３人

第３項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（国谷中央）自作地１６１㌃　貸付地１５㌃

譲受人　＿＿＿＿＿　（国谷中央）自作地１６１㌃　貸付地１５㌃

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　７３９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　４９５㎡
合計　１２３４㎡

贈与による所有権移転　稼動２人

第４項

譲渡人　＿＿＿＿　（福和田）自作地４０㌃
譲受人　＿＿＿＿　（福和田）自作地３１５㌃　借受地１７㌃

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　５６９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　５３２㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　８２㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　９８１㎡
合計　２１６４㎡

贈与による所有権移転　稼動２人

第５項

譲渡人　＿＿＿＿＿　（下表町）自作地６２㌃　貸付地２３㌃
譲受人　＿＿＿＿＿　（中表町）自作地５４㌃　借受地７３㌃

（土地の表示）

壬生町大字　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　６５０㎡
壬生町大字　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　５０８㎡
壬生町大字　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　４７０㎡
壬生町大字　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　４５㎡
合計　１６７３㎡

売買による所有権移転　＿＿＿＿＿円　稼動　３人

第６項

譲渡人＿＿＿＿＿＿＿（原坪）　自作地３１㌃
譲受人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（壬生町）
自作地３１㌃　借受地３９㌃

（土地の表示）

壬生町＿＿＿＿＿＿＿　　田　　７６６㎡
壬生町＿＿＿＿＿＿＿　　田　　５９７㎡
合計　　１３６３㎡

売買による所有権移転　＿＿＿＿＿円　　稼動３人

以上、第１項から第６項案件につきまして、農地法第３条第２項第１号の全部効率利用要件、同第４号の農業常時従事要件、同第５号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長　　それでは、第１項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　９番　早乙女　誠　委員

●９番　　早乙女　誠　委員（１項の現地調査の結果報告並びに補足説明）
議案第１号農地法第３条規定、第１項の案件についてご説明いたします。確認日は１１月１４日、日曜日、午前１０時から私と篠原正明農業委員、地区推進委員の鈴木進吉氏とともに、借人の＿＿＿＿氏の立会いのもと、現地調査に行ってまいりました。貸人の＿＿＿＿さんと＿＿さんは親子関係になります。許可申請のチェクシートに基づき調査しましたところ、すべて問題ないことを報告いたします。以上です。

○議長　　ありがとうございました。それでは、第１項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑応答なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第１項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第１号第１項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　　次に、第２項案件を議題といたします。
　　　　　先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　８番　清水　利通　委員

●８番　　清水　利通　委員（２項の現地調査の結果並びに補足説明）
　　　　　それでは２項の案件につきまして、報告させていただきます。去る１１月１４日に譲受人＿＿＿＿氏立ち会いのもと、髙橋宏治委員、癸生川悦亮推進委員と現地調査を行いまして、周辺地域との関係について確認いたしました。チェックシートに従いまして、1番から７番の項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第３条第２項第７号の地域との調和要件を満たしておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長　　ありがとうございました。それでは、第２項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第１号第２項は原案のとおり決定いたしました。

○議長　　次に、第３項案件を議題といたします。
　　　　　先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　1番　刀川　正己　委員

●1番　　刀川　正己　委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）
　　　　　はい、では第3項案件について説明いたします。去る１１月１１日木曜日、私と琴寄農業委員、川嶋推進委員、譲受人の＿＿＿＿さん立ち会いのもと、現

地を確認しました。チェックシートに従いまして確認しましたが、何ら問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

〇議長　ありがとうござました。それでは、第３項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇議長　２番　大橋　好一　委員

●２番　大橋　好一　委員
この____さんというのは、奥さんなのですか？

●１番　刀川　正己　委員
はい、____さんが旦那さんです。

〇議長　よろしいですが。それでは他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第３項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

〇議長　全員賛成ですので、議案第１号第３項は、原案のとおり決定いたしました。

〇議長　次に、第４項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

〇議長　３番　髙橋　敏男　委員

●３番　髙橋　敏男　委員（４項の現地調査の結果並びに補足説明）
はい、報告いたします。第４項案件について去る１１月１３日、譲受人________氏立ち会いのもと、清水利通農業委員、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域の関係について現地確認いたしましたので報告いたします。チェックシートに従い１番から７番までの案件について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第３条第２項第７号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第４項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第４項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第１号第４項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に、第５項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　９番　早乙女　誠　委員

●９番　早乙女　誠　委員（５項の現地調査の結果並びに補足説明）
第５項案件についてご説明いたします。１１月１２日、午後２時から私と農業委員の刀川正己委員、地区推進委員の星川　旭氏とともに譲受人の______さんの立会いのもと、現地確認をしてきました。現地は____________さんの農地を________さんが１０年近く前から耕作している農地であります。許可申請チェックシートに基づき調査しましたところ、全項目において問題の無いことを報告いたします。以上、ご審議お願いします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第５項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第１号第５項は、原案のとおり決定いたしました。

○議等　　次に、第６項案件を議題といたします。
　　　　先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　　９番　早乙女　誠　委員

●９番　　早乙女　誠　委員（６項の現地調査の結果並びに補足説明）

　　　　引き続き第６項案件について説明いたします。第５項案件と同じ１１月１２日金曜日、午後２時３０分から、私と刀川正己農業委員、同じく星川　旭推進委員、譲受人の＿＿＿＿さん立ち会いのもと、現地を確認してまいりました。＿＿＿＿さんと＿＿＿＿さんは、親戚関係にあります。＿＿さんが農業が出来なくなったので＿＿さんに相談したところ、やむを得ず受けたという経緯があるようです。以上、チェックシートに基づき、周辺地域との関係等を調査しましたが、問題がなかったため、以上ご報告し、審議をお願いいたします。

○議長　　ありがとうございました。それでは、第６項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第６項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第１号第６項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　　次に、日程第３の議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局　議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書６ページ、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。１１月５日、金曜日の締切りの時点で８件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第１項
貸　人　＿＿＿＿＿　（馬場）
借　人　＿＿＿＿＿　（東下台）
＿＿＿＿＿　（東下台）
（土地の表示）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　３６４㎡
自己用住宅敷地を目的とした永久の使用貸借権の設定

第２項
譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（宇都宮市）
＿＿＿＿＿　（さくら市）
＿＿＿＿＿　（北小林）
譲受人　＿＿＿＿＿　（宇都宮市）
＿＿＿＿＿　（宇都宮市）
（土地の表示：＿＿＿＿＿、外１）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　２５２㎡
（土地の表示：＿＿＿＿＿　）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　７７㎡
合計　３２９㎡
自己用住宅敷地を目的とした売買による所有権移転

第３項
譲渡人　＿＿＿＿＿＿＿　（国谷新田）
譲受人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（福岡県）
（土地の表示）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１５０３㎡
太陽光発電設備敷地を目的とした売買による所有権移転

第４項
譲渡人　＿＿＿＿＿　（上町）
譲受人　＿＿＿＿＿　（下野市）
（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　３２３㎡

　自己用住宅敷地を目的とした売買による所有権移転

第５項

　譲渡人　＿＿＿＿＿＿　（栃木市）

　譲受人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（大阪府）

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　田　　１５５㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　田　　９７１㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　田　　４５０㎡

合計　１５７６㎡

　太陽光発電設備敷地を目的とした売買による所有権移転

第６項

　賃貸人　＿＿＿＿　（東原）

　賃借人　＿＿＿＿　（上三川町）

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　８１９㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　７９６㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　７８６㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　７８６㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑

1937㎡のうち１５３７．７１㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑

623㎡のうち４５２．２５㎡

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　４７９㎡

合計6226㎡のうち５６５５．９６㎡

　園芸用土採取を目的とした１年間の賃借権設定

第７項

　貸　人　＿＿＿＿＿　（国谷中央）

　借　人　＿＿＿＿＿　（鹿沼市）

　　　　　＿＿＿＿＿　（鹿沼市）

（土地の表示）

壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　畑　　４９９㎡

　自己用住宅敷地を目的とした３０年間の使用貸借権の設定

なお、第４項案件について補足説明をいたします。この土地につきましては、昭和６１年５月に、現在の所有者である＿＿＿＿＿さんの父、＿＿＿＿＿さんが農作業場を目的とした農地法第４条の許可を受けておりますが、事業を実施せずにずっと農地として利用していたようです。＿＿＿さん自身も高齢になり、徐々に土地の処分を考えていたところ、＿＿＿さんの住宅建築の話を聞き、売買の合意に至ったとのことであります。昭和６１年の第４条許可を取り消しまして、今回改めて第５条の許可申請になります。第４条許可処分の取消につきましては、この後の日程第１０　報告第５号におきまして報告いたします。説明は以上でございます。

○議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る１１月１５日の調査委員会において調査済みですので、第１項案件について、調査委員長の６番　高橋　宏治　委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●６番　　高橋　宏治　委員（１項案件について報告）

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、１１月１５日、月曜日、私と刀川正己委員、琴寄成人委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の６名で調査いたしました。

農地法第５条の規定による許可申請第１項案件についてご報告します。

申請地は、＿＿＿＿＿から北東に約＿＿＿＿ｍに位置する農地で、第１種農地に該当します。事業計画書によると、申請人は、現在町内のアパートで生活していますが、将来を考え、戸建住宅の建築を検討していました。将来両親の面倒を見ることを考え、実家に近い申請地を最適地として選定したとのことです。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約＿＿＿＿＿＿万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおり、８月に農振除外が完了しております。

以上のことから、第１種農地でありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします、議案第２号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第１項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第２項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。なお、本案件には＿＿＿＿委員が譲渡人となる事案が含まれております。農業委員会法第３１条の規定により議事参与が制限されますので、＿＿＿委員には退席いただくこととなります。

○議長　＿＿＿委員は退席をお願いします。

（＿＿委員　退席）

○議長　改めまして、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　髙橋　宏治　委員（２項案件について報告）

次に第２項案件についてご報告します。

申請地は、＿＿＿＿＿から北東に約＿＿＿mに位置する農地で、第３種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在宇都宮市内のアパートで生活していますが子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。実家や勤務地へのアクセスがしやすいことから申請地を最適地として選定したとのことです。給水が町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金＿＿＿万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第３種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしと

なりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第２項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

＿＿委員は、席にお戻りください。

（＿＿＿委員　着席）

○議長　続いて、第３項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　髙橋　宏治　委員（３項案件について報告）

次に第３項案件についてご報告します。

申請地は、＿＿＿＿＿＿＿から北西に約＿＿＿mに位置する農地で、第２種農地に該当します。

３７０ワットのパネル３００枚、合計出力１１１キロワットの太陽光発電設備を予定しています。事業資金約＿＿＿＿＿万円は自己資金で対応します。

以上のことから、第２種農地であり、土地選定経過において第２種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

なお、現在当該地では、第８項案件の園芸用土採取事業が行われているため、園芸用土採取の完了届が提出された後、許可証を交付することが適当かと思われます。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第３項について、内容につきましては原案のとおり決定としますが、許可日については、先ほど審議しました議案第２号第８項、園芸用土採取の一時転用完了届後に、許可証を交付するという事でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２項第３号は原案のとおり決定いたしました。

○議長　続いて、第４項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　髙橋　宏治　委員（４項案件について報告）

次に第４項案件についてご報告します。

申請地は、__________から北に約______mに位置する農地で、第１種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、下野市内のアパートで生活していますが、今後の家族計画により、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。実家の近くで土地を探していたところ申請地が条件に適しており、最適地として選定したとのことです。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金__________万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから第１種農地でありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第４項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第２号第４項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　続いて、第５項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　　髙橋　宏治　委員（５項案件について報告）

次に第５項案件についてご報告します。

申請地は、県道＿＿＿＿＿線の＿＿交差点から南西に約＿＿＿mに位置する農地で、第２種農地に該当します。

５４０ワットのパネル３３０枚、合計出力１７８．２キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約＿＿＿＿＿万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第２種農地であり、土地選定経過において第２種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　　９番　早乙女　誠　委員

●９番　　早乙女　誠　委員

家の近くなので、ここら辺の売買価格というのは、事務局で分かるのですか？

●事務局　宇賀神農地調整係長

土地の代金は＿＿＿万円です。

●９番　　早乙女　誠　委員

はい、すいません。ありがとうございます。

○議長　他にございますか。それでは採決いたします。議案第２号第５項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第５項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第６項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　髙橋　宏治　委員（６項案件について報告）

次に第６項案件についてご報告します。

申請地は、________________から西に約_____mに位置する農地で、農振農用地及び第１種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から１m、道路から２m、宅地から３mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大３．５mを掘削し、保安角度を４５度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の_________から調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地及び第１種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　８番　清水利通委員

●８番　清水　利通　委員

賃借人が個人になっていますけれども、この方は初めてなのでしょうか？

●事務局　宇賀神農地調整係長

＿＿＿＿＿＿の役員というか、経営者の一族でありまして、すでに、何回も園芸用土採取を個人でやっていて、前回も助谷の土地を昨年申請して、すでに復元が完了している状況です。

●８番　　清水　利通　委員

じゃあ、何回かあるわけですね。

●事務局　宇賀神農地調整係長

はい、何回かあります。

●８番　　清水　利通　委員

個人名での園芸用土については、鹿沼市の園芸業者に出荷、埋戻しは＿＿＿＿＿から調達というのが、けっこう文言に出てきますよね。ですから、個人名だったものですから、ちょっと疑問だったので。

○議長　　他にございますか。

それでは採決いたします。議案第２号第６項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第２号第６項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、１１月２６日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　続いて、第７項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　　髙橋　宏治　委員（７項案件について報告）

次に第７項案件についてご報告いたします。

申請地は、＿＿＿＿＿から北に約＿＿ｍに位置する農地で、第２種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在鹿沼市のアパートで生活していますが、

家族が増え、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。また、両親の面倒を見ることも考え、申請地を最適地として選定したとのことです。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金__________万円は、自己資金と金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第２種農地であり、土地選定経過において第２種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第７項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第２号第７項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　次に日程第４　議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局　議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書８ページ、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。

１１月５日、金曜日締切りの時点で、２件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第１項

賃貸人　＿＿＿＿＿　（北小林）
　　　　＿＿＿＿＿　（北小林）
　　　　＿＿＿＿＿　（北小林）
賃借人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（壬生町）
（土地の表示：＿＿＿＿＿）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑
2733㎡のうち５８８．０４㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１６６６㎡
（土地の表示：＿＿＿＿＿）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田
502㎡のうち１３３．３９㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田
266㎡のうち１２１．７１㎡
（土地の表示：＿＿＿＿＿）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　畑　１２３３㎡
合計　6400㎡のうち３７４２．１４㎡

園芸用土採取及び搬出入路を目的として、令和２年１０月２８日付で転用許可を受けていますが、今回、令和４年１０月２７日まで、１年間の許可期間の延長の申請となっております。

第２項
賃貸人　＿＿＿＿＿＿　（旭町）
賃借人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（宇都宮市）
（土地の表示）
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　１３１２㎡
壬生町大字＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　田　７３８５㎡
合計　８６９７㎡

園芸用土採取を目的として、令和２年３月２７日付で転用許可を受け、令和３年５月２１日付で期間延長の許可を受けておりますが、今回令和４年３月２６日まで、４か月間の許可期間延長の申請となっております。以上でございます。

〇議長　ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る１１月１５日の調査委員会において調査済ですので、第１項案件について、調査委員長の６番　髙橋　宏治　委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　　髙橋　宏治　委員（１項案件について報告）

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、農地法第５条の現地調査と同じ１１月１５日、月曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第１項案件についてご報告いたします。

申請地は＿＿＿＿＿＿から東に約＿＿＿ｍに位置し、農振農用地になります。こちらの案件につきましては、令和２年１０月２８日付で園芸用土採取のため一時転用の許可を受けています。事業計画変更の理由書によりますと、鹿沼土・赤玉土の採取に時間を要しており、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、１年間の期間延長申請となっております。土地所有者及び隣接土地所有者の期間延長に係る同意書が添付されています。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長　　５番　　篠原　正明　委員

●５番　　篠原　正明　委員

鹿沼土と赤玉土の採取に時間を要しているとありますが、どういう理由なのですか？

●事務局　宇賀神農地調整係長

＿＿＿＿＿＿＿の会社の都合によるのですが、本業は土の販売であり、その売る土を自分の所で採取しています。作業人数も限られているため、時間が掛かってしまい、一年以内に終わらない状況です。

●５番　　篠原　正明　委員

もともとそういう状況を分かっていて、始まっているのではないですか？

●事務局　宇賀神農地調整係長

原則としては、最大３年まで転用期間が認められます。今までも、一回始まると１年で終わらない場合が多いのですが、それを規制するというのもちょっと過剰な規制になるかと思います。

○議長　よろしいですか。他にございますか？

それでは採決いたします。議案第３号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第３号第１項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　続いて、第２項案件について、調査委員長の　６番　髙橋　宏治　委員　から、現地調査の結果報告をお願いします。

●６番　髙橋　宏治　委員（２項案件について報告）

次に第２項案件についてご報告します。

申請地は＿＿＿＿＿＿＿から南に約＿＿＿ｍに位置し、農振農用地になります。

こちらの案件につきましては、令和２年３月２７日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受け、令和３年５月２１日付で期間延長による計画変更がなされています。事業計画変更の理由書によりますと、鹿沼土・赤玉土の採取及び埋戻しの申請に時間を要し、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、４カ月間の期間延長申請となっております。土地所有者及び隣接土地所有者の期間延長に係る同意書が添付されています。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質疑意見なし）

○議長　　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第３号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　　全員賛成ですので、議案第３号第２項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　　次に、日程第５　議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定の 新規・賃借権 に ＿＿＿＿ 委員、新規・使用貸借権 に ＿＿＿＿ 委員 が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第３１条の規定により議事参与が制限されます。

＿＿＿ 委員と ＿＿＿ 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局　宇賀神農地調整係長（記載のとおり説明）

議案書９ページからの議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規・賃借権分について、議案書１０ページから１２ページのとおり、８件、３５筆、面積合計が３８，８９８㎡となっております。

次に利用権の、新規・使用貸借権分について、議案書１３ページのとおり、６件、１１筆、面積合計が２４，６３５㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、議案書１４ページのとおり、３件、６筆、面積合計が１０，１１２㎡となっております。

利用権の再設定・使用貸借権分については、議案書１５ページのとおり、３件、１４筆、面積合計が１０，１７４㎡となっております。

続きまして、所有権移転分は、議案書１６ページのとおり、１件、３筆、面積合計１，５２３㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件に達していると考えます。説明は以上です。

○議長　　ただいまの事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　　７番　琴寄　委員

●７番　　琴寄　成人　委員

１０ページの設定を受けるもの、________さんで、利用権を設定する者が________さんの件なのですけれど、ここは区画整理に入っている地域ではないのですか？西高野なんですけれども。

○議長　　いや、入っていないよね？西高野前っていったらどこらへん？

●８番　　清水　利道　委員

「前」だから入っていないと思う。お茶の水とか、そちらの方は入っていない。

●２番　　大橋　好一　委員

________の事務所なんかよりも南側

●７番　　琴寄　成人　委員

南側？

●事務局　宇賀神農地調整係長

場所を確認してきますか？

○議長　　圃場整備区域内なら、賃借権はまだ出来ないですよね。圃場整備が終わらなくては。

●事務局　宇賀神農地調整係長

そうです。利用権設定は原則できないです。

○議長　　ですよね。だから入っていない。

●７番　　琴寄　成人　委員

できないんだね。わかりました。

○議長　他にございますか。

発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿委員と＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿委員と＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、＿＿＿＿＿委員に退席をお願いいたします。

（＿＿＿＿＿委員　退席）

○議長　先ほど、事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定決定いたしました。

＿＿＿委員は、席にお戻りください。

（＿＿＿委員　着席）

○議長　次に、＿＿＿＿＿委員に退席をお願いいたします。

（＿＿＿＿＿＿委員　退席）

○議長　先ほど、事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第４号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、＿＿＿＿＿＿委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定決定いたしました。
＿＿＿委員は、席にお戻りください。

（＿＿＿委員　着席）

○議長　次に、日程第６　報告第１号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告
報告第１号「非農地証明願いの件について」は、議案書の１７ページに１件がございました。内容については記載のとおりでございます。
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長　ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
１番　刀川　正己　委員

●1番　　刀川　正己　委員（1項案件について報告）

非農地証明の件について報告いたします。日にちを忘れてしまいましたが、私と刀川利夫推進委員と業者の方で、現地確認いたしました。議案書に記載のとおり昭和63年頃から宅地の建屋の一部が農地に掛かっているという事で、その部分を非農地という事で確認してまいりました。

○議長　　ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長　　次に日程第7　報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　　記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページから19ページに7件がございました。

内容ついては、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　　ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　　発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長　　次に日程第8　報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長　記載のとおり報告

報告第３号「農地法第４条の規定による届出の件について」は、議案書の２０ページの１件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長　ただいまの報告第３号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　発言がないようですので、以上で報告第３号を終わります。

○議長　次に日程第９　報告第４号「農地法第５条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第４号「農地法第５条の規定による届出の件について」は、議案書の２１ページの２件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長　ただいまの報告第４号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　発言がないようですので、以上で報告第４号を終わります。

○議長　次に日程第１０　報告第５号「農地法第４条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第５号「農地法第４条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の２２ページから２４ページの１件でございます。

内容については記載のとおりで、令和３年１１月４日付で、＿＿＿＿＿氏より農地法第４条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

○議長　ただいまの報告第５号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長　発言がないようですので、以上で報告第５号を終わります。

○議長　次にその他についてお願いします。

事務局から「その他」について説明をお願いします。

●局長　それでは、来週の１１月２４日に推進委員の研修会を行う予定なのですが、その内容について、農業委員の皆様にも聞いていただこうという事で、農政課の方で少しの時間をいただいて説明をさせていただきます。

（農政課入室　人見課長、植木農村保全係長、東川農業振興係長、阿部主査）

・課長挨拶

・多面的機能支払い交付金の件・・・・植木係長

・農地バンクの件・・・東川係長

○議長　ありがとうございました。

●岡主幹　続きまして事務連絡でございます。

令和３年度全国農業新聞普及促進の結果について　　（１１月１８日現在）

・新規購読部数　　　７５部

・購読部数合計　　１１０部

今日お持ちいただいた分もあり、部数が増えると思いますが、正式な部数については次回の総会時にご報告いたします。

のうねん１１月号の配布

来年の農業委員会手帳の配布

○議長　ただいまの説明のありました件について、何かご意見等あれば、事務局までご連絡願います。

○議長　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。他に、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第１７回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前１１時３０分　閉会】

会　長　粟島源智

４　番　大関孝男

５　番　篠原正明